

情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人五木村社会福祉協議会（以下「本会」という。）が保有する情報の公開に関し、必要な事項を定め、公正で透明性のある運営を推進することにより、本会に対する住民の理解と信頼の確立を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「文書等」とは、本会の役員及び職員（以下「役職員」という。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真であって、職員等が組織的に用いるものとして、本会が管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 新聞、雑誌、書類その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

(2) 一般の住民の利用に供することを目的として管理されているもの

(本会の責務)

第3条 本会の会長（以下「会長」という。）は、この規程の解釈及び運用に当たっては、個人に関する情報が保護されるように最大限の配慮を行うものとする。

(利用者の責務)

第4条 この規程の定めるところにより文書等の公開の申し出をするものは、適正な公開申し出に努めるとともに、文書等の公開を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

(公開の申し出をすることができるもの)

第5条 何人も、この規程の定めるところにより、会長に対し、文書等の公開の申し出をすることができる。

(公開申出の方法)

第6条 前条の規程による文書等の公開を申し出しようとするものは、「公開申出書（別記第1号様式）」会長に提出しなければならない。

2 会長は公開申出書に不備があるときは、公開申し出をしたもの（以下「公開申出者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、会長は、公開申出者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めるものとする。

(文書等の公開)

第7条 会長は、公開申出があったときは、公開申出に係る文書等に次のいずれかに該当する情報（以下「以下非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、公開申出者に対し、当該文書等を公開するものとする。

(1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により、公開することができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が認識され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。た

だし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

(3) 法人その他の団体（本会を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は個人の権利、競走上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、公開することが必要であると認められる情報を除く

(4) 本会の内部又は本会と他団体との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより率直な意見の交換若しくは不利益を及ぼすおそれがあると認められるもの。

(5) 本会が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれの他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの

イ 調査又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、本会の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害し、若しくは特定の者に不当な利益又は不利益を生じさせるおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ能率的な遂行を阻害するおそれ

ホ 本会に係る事業に関し、法人経営上の正当な利益を害するおそれ

(6) 本会の要請を受けて、個人又は法人等から、公にしないと条件で任意に提供された情報であって、個人又は法人等における通例として公にしないとされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められるものを除く

(部分公開)

第8条 会長は、公開申出にかかる文書等の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができ、かつ、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていると認められるときは、当該部分を除いた部分につき公開するものとする。

(文書等の存否に関する情報)

第9条 公開申出に対し、当該公開申出に係る文書等が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、会長は、当該文書等の存否を明らかにしないで、当該公開申出を拒否することができる。

(公開申出に対する決定等)

第10条 会長は、公開申出に係る文書等の全部又は一部を公開するときは、その旨を決定し、公開申出者に対し、その旨及び公開をする日時並びに場所を記した「情報公開決定通知書（別記第2号様式）」若しくは「情報公開（部分公開）決定通知書（別記第3号様式）」により通知するものとする。

2 会長は、公開申出に係る文書等の全部を公開しないとき（第9条の規定により公開申出を拒否するとき及び公開申出に係る文書等を管理していないときを含む。）は、公開しない旨の決定をし、公開申出者に対し、その旨を記載した「情報公開（非公開）決定通知書（別記第4号様式）」により通知するものとする。

3 会長は、前2項の規定により、文書等の全部を公開する旨の決定以外の決定をする場合は、各項に規定する書面にその理由を付記しなければならない。

（公開決定等の期限）

第11条 前条各項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開申出が提出された日から起算して14日以内に行うものとする。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に参入しない。

2 前項の規定にかかわらず、会長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、前項に規定する期間を延長することができる。この場合において、会長は、速やかに、公開申出者に対し、延長後の期限及び延長の理由を記した「情報公開（期間延長）決定通知書（別記第5号様式）」により通知するものとする。

3 前項の場合において、会長は、公開申出書が提出された日から起算して14日以内に決定するよう努めるものとする。

（第三者の保護）

第12条 公開申出に係る文書等に公開申出者以外の個人又は法人等（以下「第三者」という。）に関する情報が記載されているときは、会長は、公開決定等をするに当たって、当該第三者に対し、意見を述べる機会を与えることができる。

（公開の実施）

第13条 会長は、第10条第1項の規定により、文書等の全部又は一部を公開する旨の決定をしたときは、速やかに、公開申出者に対し、文書等の公開を行うものとする。

2 文書等の公開は、会長が指定する日時及び場所において、閲覧又は写しの交付等で適切な方法により行う。

3 前項の規定にかかわらず、会長は、閲覧の方法による文書等の公開にあたっては、当該文書等の保存に支障があると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しによりこれを行うことができる。

（他制度との調整）

第14条 会長は、法令等又はその他の規定による閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の対象となる文書等については、当該同一の方法による公開を行わないものとする。

（費用負担）

第15条 この規程により文書等の公開を受けるものは、本会が別に定める額の費用を納入しなければならない。

(公開申出をしようとするものに対する情報の提供等)

第16条 会長は、文書の公開申出をしようとする者が容易かつ的確に公開申出をすることができるよう、本会が管理する文書等の特定に資する情報の提供その他公開申出をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講じるよう努めるものとする。

(異議の申出等)

第17条 公開決定等について不服があるものは、公開決定があったことを知った日の翌日から起算して20日以内に、会長に対して「異議申出書(別記第6号様式)」を提出し、異議の申出をすることができる。

2 会長は、前項の異議申出があった場合には、前項の期間の経過後になされたものである等明らかに不適切なものであるときを除き、当該異議申出の対象となった公開決定等について再度検討を行った上で、当該異議申出をしたものに対し、「異議申出回答書(別記第7号様式)」により回答するものとする。

(情報提供の推進)

第18条 会長は、この規程に定めるもののほか、本会が行う事業に関する情報の提供に努めるものとする。

(文書等の管理)

第19条 会長は、文書等を適正に管理するものとする。

(委任)

第20条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年6月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規程は、施行日以降に作成し、又は取得した文書等について適用する。